農業経営での消費減税の影響

主席研究員　小田志保

消費税率は標準税率10%、軽減税率８％（飲食料品等）であり、消費者が支払う消費税は事業者経由で納税される。事業者は納税の際、受け取った消費税額から仕入れで支払った消費税額を差し引く「仕入税額控除」を行う。

第222回臨時国会で、2027年度から２年間について、飲食料品の消費税率を８％から１％へ引き下げる関連法案が審議される。同法案対象外の生産資材を仕入れ、消費減税される飲食料品等を販売する農業経営での影響を整理したい。

1　農業経営と消費税

23年からの消費税・インボイス制度（適格請求書等保存方式）のもと、農業経営は以下のように区分できる。なお、インボイス（適格請求書）とは仕入税額控除に必要で、売り手が発行するものである。

まず、インボイスを発行しない、免税事業者である。販売先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者や、卸売市場や農協への委託販売の場合、インボイス発行は求められない（農協特例（注１）・卸売市場特例）。基準期間（前々年（注２））の課税売上高が１千万円以下の農業経営は、消費税納税を免除されており、インボイスは発行できない。取引先がインボイスを求めない上記の卸売市場等であれば、免税事業者でもよい。

つぎに、簡易課税事業者である。前々事業年度の課税売上高が５千万円以下ならば、特例として「簡易課税方式」を選択できる。農業経営の場合、売上げにかかる消費税額の80%をみなし仕入れ率とし、その差分を納税することで仕入れにかかる消費税の積上計算を省略できる。この場合、自身の仕入税額控除用のインボイスは不要だが、販売先の求めに応じて、適格請求書発行事業者として登録し、インボイスを発行できる。

最後に、「本則課税方式」を採用する経営体である。農業経営でも売上高が５千万円を超えると一般企業と同様に仕入税額控除を行う。現行の軽減税率のもと仕入に伴う消費税額の方が大きくなりがちで、納税の際に還付を受けることとなる。

2　消費減税の影響の範囲

農林水産省「営農類型別経営統計」を用い、上記の区分を考慮しながら、消費減税の影響を把握したい。24年の水田作経営と酪農経営の平均値を使うが、大規模層ほど法人化していると推測され、個人経営体と法人経営体の両方を含む全農業経営体を対象とする。農業粗収益と農業経営費にかかる消費税額の差し引きを、本則課税方式での仕入税額控除に該当するとみなし算出し、現状と減税後を比較

第1表　水田経営のみなし仕入税額控除

（万円）

	水田作付延べ面積	農業粗収益	農業経営費	みなし仕入税額控除 8% ①	みなし仕入税額控除 1% ②	①−②
免税可	5ha未満	214	199	△ 2.7	△ 17.7	△ 15.0
簡易可	5.0～10.0	1,353	1,009	7.4	△ 87.3	△ 94.7
簡易可	10.0～15.0	2,147	1,610	10.8	△ 139.5	△ 150.3
簡易可	15.0～20.0	3,133	2,031	47.6	△ 171.7	△ 219.3
簡易可	20.0～30.0	3,858	2,762	32.5	△ 237.6	△ 270.1
本則還付	30.0～50.0	6,410	4,730	39.8	△ 408.9	△ 448.7
本則還付	50.0ha以上	12,091	9,874	△ 20.1	△ 866.4	△ 846.4

資料　農林水産省『営農類型別経営統計』に追記

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　酪農経営の仕入税額控除

（万円）

	飼養頭数	農業粗収益	農業経営費	みなし仕入税額控除 8% ①	みなし仕入税額控除 1% ②	①−②
簡易可 ←	50頭未満	4,109	3,736	△ 44.9	△ 332.5	△ 287.6
本則還付	50〜100	9,382	8,472	△ 96.6	△ 753.4	△ 656.7
	100〜200	18,449	18,650	△ 389.1	△ 1,680.5	△ 1,291.4
	200頭以上	52,886	53,640	△ 1,133.1	△ 4,835.1	△ 3,702.0

資料　第1表に同じ

した。そのマイナス幅が大きくなるほど、本則課税方式となり、還付を受けた方が良いこととなる。なお、大規模層ほど農業粗収益に作業受託料や堆肥販売収入といった減税対象外も含まれる点には留意が必要である。

第１表で、水田作付延べ面積の５ha未満層をみると、農業粗収益は214万円であるので、免税事業者を選択できる。この場合、現状では消費税を2.7万円支払い超過、減税後は17.7万円超過となる。

さらに面積５ha〜30haの各層では、粗収益は１千万円を超えており、免税事業者となれない。また現状ではいずれの階層も消費税の受け取り超過となる。この分を納税するか、節税や事務負担軽減の利点から簡易課税方式を選択できる。なお、節税の効果よりも、人手不足から全ての売り手からインボイスを入手し仕入税額を計算する・インボイスを適切に保存するという事務作業の軽減を重視する経営者は多いだろう。これが減税後は一気に支払い超過となり、本則課税方式の導入が一層優位となるものの、その場合の事務負担増が課題となる。

最後に30ha以上層では、粗収益が５千万円を超えることから、本則課税方式を採用しており、減税後は４〜９百万円の還付を受けることとなる。

第２表で酪農経営をみると、まず搾乳牛飼養頭数50頭未満層ですでに粗収益が１千万円超あり、免税事業者ではない。現行では酪農経営が支払う消費税額が44.9万円超過するが、減税後はこれが３百万円台に膨らむ。粗収益は５千万円以下なので簡易課税方式を選択できるが、減税後の支払い超過分の還付を受けるために本則課税方式に切り替えたくても、水田経営同様、事務負担増が課題と思われる。

支払い超過分は、飼養頭数が大きいほど減税後に多額となる。200頭以上層では売上高が５千万円超あり、すでに本則課税方式のもと、その分の還付を受けている。とはいえ、減税導入後の仕入税額控除は５千万円ほどと大きく、還付を受けるまでのキャッシュフローは悪化する。

3　求められる対策

主に免税事業者を対象として、給付金支給等が手当てされる見込みとされる（注３）。また、還付を受ける本則課税方式を採用しやすいよう、簡易課税方式の選択後２年間は継続するいわゆる「２年縛り」は免除される。

しかし上記のように、中規模層では簡易課税方式から本則課税方式への転換に伴う事務負担増が、農業農村での人手不足のなか課題となる。大規模層では資金繰りが悪化するが、そうした階層では、人件費という固定費負担もあり、支援は必須であろう。ただし、抜本的な改革に向けた痛みなら腰を据えて取り組むのもいとわないが、２年間の暫定措置であり、業界全体として意気も上げづらいことが、問題を重大にしている。

（おだ　しほ）

（注１）無条件委託方式による販売であり、共同計算方式により生産する場合。
（注２）法人の場合は前々事業年度。
（注３）日本経済新聞（2026年10月８日付）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/